

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議の開催について

（ 令 和 3 年 月 日
関係府省申合せ案 ）

1. 盛土の総点検と災害防止のための対応方策に関して、関係行政機関相互の緊密な連携と協力の下で推進するため、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

副議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣府政策統括官（防災担当）

警察庁生活安全局長

総務省自治財政局長

農林水産省農村振興局長

林野庁長官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

資源エネルギー庁長官

国土交通省総合政策局長

国土交通省国土政策局長

国土交通省都市局長

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省国土地理院長

環境省総合環境政策統括官

環境省自然環境局長

環境省環境再生・資源循環局長

3. 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。